

仙名城跡の本質的価値について②

～保存活用計画での整理～

※文中の下線は、本資料において引いたものです

1. 史跡の本質的価値とは（国の定義）

「史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」（「史跡等整備のてびき-保存と活用のために- I 総説編・資料編」文化庁記念物課 2005）

2. 史跡仙名城跡の本質的価値について（保存活用計画 P. 91）

史跡仙名城跡の本質的価値については、指定理由や市文化財保護審議会答申などから以下の通りまとめられますが、今後さまざまな調査を継続していくことにより新たな価値が発見されることも考えられます。

- (1) 仙名城跡は、明治維新後の火災や戦災による焼失などのため、往時の建築遺構がほぼ失われている現状ですが、城郭の基本的形状は全体として良好に保たれており、石垣、土塁、堀などの遺構が随所に残存し、城郭としての姿をよく残しています。また、石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3期にわたる石垣の変遷などその築城の様子が確認されたほか、金箔瓦、ヨーロッパ産ガラス器などの特色ある遺物が出土しています。これらのことから、仙名城跡は我が国近世を代表する城跡であるとともに、陸奥国の大大名であった伊達家の特色をうかがうことができる点で重要です。
- (2) 仙名城跡は地形的条件を巧みに利用し防御性を高めており、御裏林と称され城内水利の供給源ともなっていた青葉山の自然林、天然の要害としての竜の口溪谷、外堀ともいえる広瀬川など、遺構と連続性をもって価値を形成する豊かな自然環境が、城郭としての特性をより深めています。城を構成する自然環境の一部は天然記念物青葉山として指定されており、都市近郊においてきわめて貴重で価値が高いものです。
- (3) 仙名城跡は慶長6年（1601）に築城が開始された山城的性格と、寛永15年（1638）に造営が開始された二の丸の平城の性格が併存しており、徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映した城郭構造がうかがえる点で重要です。

3. 本質的価値を構成する諸要素について（保存活用計画 P. 93～95）

(1) 史跡指定地

①本質的価値を構成する諸要素

- ・石垣、堀、土塁、平場、切岸などの、城跡を構成する地表顕在遺構
- ・建造物（仙名城跡においては土塀のみ）
- ・地下に埋蔵されている遺構及び遺物
- ・城郭周囲にあり防御施設ともいえる崖地や沢などの自然地形
- ・天然記念物に指定されている植生

(2) 仙台城の範囲であるが未指定地

①本質的価値を構成する諸要素

- ・石垣、平場などの、城跡を構成する地表顕在遺構
- ・地下に埋蔵されている遺構及び遺物
- ・城郭周囲にあり防御施設ともいえる崖地や沢などの自然地形

(3) 仙台城跡の周辺にあり、仙台城跡の本質的価値に関連する要素

- ・仙台城跡の遺跡範囲における二の丸北方武家屋敷地区、川内 A～C 遺跡、桜ヶ岡公園遺跡
- ・藩主の墓所である経ヶ峯、茂ヶ崎山
- ・大崎八幡宮、亀岡八幡宮など隣接する神社
- ・国見地区の石切丁場
- ・若林城跡